第42期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

■日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

■場所

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22F PREMIUM京橋ホール22B

株主総会の模様はご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ライブ配信での視聴もご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

当日視聴URL:

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/ ※詳細は6ページをご確認ください。



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしております。株主総会資料は本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。

なお、書面交付請求をいただいた株主様へは、 ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の 定めにより書面にて同封しております。



セントケア・ホールディング株式会社

株主の皆様へ



代表取締役社長 藤間 和敏

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2024年度は介護・医療・障害福祉それぞれの報酬改定があり、この改定の中では、地域包括ケアシステムの深化・推進と医療・介護の連携強化が重視されています。これに伴い、介護従事者にも医療的な領域での高度なケア能力や専門性の向上が一層必要とされました。

こうした変化が求められる中においても、セントケア・グループは、社会が抱える問題を課題化し解決に努め、お客様や地域、スタッフへ貢献し、多くの方から「日本の社会で最も敬愛される在宅介護会社になる」ことを目指してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも変わらぬご支援を賜り たく、心よりお願い申し上げます。

目次

■ 株主の皆様へ	■ 事業報告 20
■ 第42期定時株主総会招集ご通知 2	■ 連結計算書類・計算書類41
▋議決権行使等についてのご案内 4	■ 監査報告 47
▮ 株主総会インターネット参加のご案内 … 6	▮ トピックス 55
■ 株主総会参考書類8	

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目8番7号 セントケア・ホールディング株式会社 代表取締役社長 藤間 和敏

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】



https://www.saint-care.com/

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】



https://d.sokai.jp/2374/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2024年6月26日(水曜日)午後6時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、インターネット上でのライブ配信を実施いたしますので、ご視聴もご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬具



インターネット等により 議決権を行使して いただく場合

5ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」を ご確認の上、**2024年6月26日(水曜日)午後6時まで** に賛否をご入力ください。



書面により議決権を行使していただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、 2024年6月26日 (水曜日) 午後6時までに 到着するようにご送付ください。

1. 日 時	2024年6月27日(木曜日)午前10時						
2. 場 所	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22F PREMIUM京橋ホール22B						
3. 株主総会の 目的事項	 報告事項 1. 第42期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第42期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 						
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件							
4. 議決権行使等に ついてのご案内	4ページに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。						

以上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、「事業報告 5. 新株予約権等の状況」、「事業報告 6. 業務の適正を確保するための体制」、「事業報告 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、記載しておりません。

なお、会計監査人および監査役は当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト

https://www.saint-care.com/



議決権行使等についてのご案内



株主総会にご出席

株主総会開催日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同 封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し 上げます。



インターネット等による 議決権行使

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。



書面による議決権行使

行使期限

2024年6月26日 (水曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示の上、切手を貼らずにご 投函ください。

上記の行使期限までに到着するよう ご返送ください。

(「議決権行使書用紙・記載面保護シール」を ご利用ください。)

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等および書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



➤ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

●賛成の場合 >> 「賛 の欄に○印

●否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

●全員賛成の場合 >> 「賛」 の欄に○印

●全員否認する場合 >> 「否」 の欄に○印

●一部の候補者を 否認する場合「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



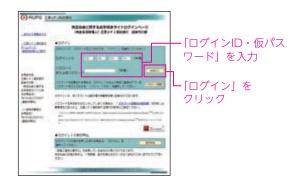
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます)につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社 ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

~株主総会インターネット参加のご案内~

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

- ※当日の配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。
- ※天変地異等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。状況等につきましては、 随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。

2. 視聴方法

当日視聴URL: https://engagement-portal.tr.mufg.jp/



【ご参考:株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内】

1. QR コードの読み取りによりログインする場合 << 同封の議決権行使書裏面(イメージ)>>



2. 個別のログイン ID・パスワードによりログインする場合 << 株主様認証画面 (ログイン画面) >>



株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。
①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード(※)を入力してください。
②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※議決権行使 WEB サイトで使用するパスワードとは異なりますのでご注意ください

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます)

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・ご使用のパソコン環境 (機種、性能等) やインターネットの接続環境 (回線状況、接続速度等) により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・Internet Explorerはご利用いただけませんので他のブラウザをご利用ください。

~事前質問受付のご案内~

株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

株主様よりいただきましたご質問のうち、特に株主様のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容を株主総会当日に回答させていただく予定です。なお、回答には至りませんでしたご質問は、今後の参考とさせていただきます。

受付用URL: https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

事前質問受付期間:本招集ご通知(書面)の到着時から



2024年6月20日 (木曜日) 午後6時まで

- ①株主総会オンラインサイトにログイン後(前ページご参照)、画面に表示されている「事前質問」 のボタンをクリックしてください。
- ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご同意の上、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイトに関しては右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808

(通話料無料/受付時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、配当性向への意識と共に増配を継続することを当社の重要な方針の一つと考えております。

第42期の期末配当につきましては、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、617.977.125円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日2024年6月28日といたしたいと存じます。

≪ご参考≫1株当たり配当金および連結配当性向の推移

	第39期 (2021年3月期)	第40期 (2022年3月期)	第41期 (2023年3月期)	第42期 (2024年3月期)
年間配当金(円)	16	20	24	25
連結配当性向(%)	26.8	27.2	34.9	30.8

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を 構築すること、および株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、(取締役の任 期)を2年から1年に変更するものです。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案の通り第46条 (剰余金の配当等の決定機関) および第47条 (剰余金の配当の基準日) を新設し、併せて内容が重複する現行定款第8条 (自己の株式の取得)、第47条 (期末配当金) および第48条 (中間配当金) を削除するほか、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款		変	5	Ē	案	
(自己の株式	の取得)_								
	社は、会 でより、E 「場取引等」 ることがで	取締役3	会の決詞	義によっ		(削	除)		

現 行 定 款	変更案
第9条~第20条 (取締役の任期)	第8条~第19条 (現行どおり)
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 内に終 了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで とする。 ② 増員又は補欠として選任された取締役 の任期は、在任取締役の任期の満了 する時までとする。	第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
第22条~第46条(条文省略)	<u>第21条</u> 〜 <u>第45条</u> (現行どおり)
(期末配当金) 第47条 当会社は株主総会の決議によって、 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。	(削 除)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項につ いては、法令に別段の定めのある場 合を除き、取締役会の決議によって 定めることができる。
	(剰余金の配当の基準日)
(新 設)	第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年9月30日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

	現	行	定	款			変		更	案	
(中間配	3当金)_										
第48条	当会社	は、取	双締役会	会の決議に	よっ			(削	除)		
	て、毎	年9月	30日の	最終の株式	E名簿						
	に記載	又は記	録され	た株主又は	き登録						
	株式質	権者に	対し、	会社法第4	154条						
	第5項	に定め	る剰余	金の配当	(以下						
	「中間	配当金	」という	う。)を支払	ムうこ						
	とがで	きる。									
第49条	(条文省	略)				<u>第48条</u>	(現行ど	おり)			

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(11名)は任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定をおこなうため取締役を2名減員し、取締役9名(うち3名は社外取締役)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番 号	氏		氏 名		性別	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	村	љ <i></i> <u></u>	美	晴	男性	代表取締役会長	再任
2	藤	間	かず 千 □	敏	男性	代表取締役社長	再任
3	t:	村	りょう 良	いち <u></u>	男性	専務取締役 品質企画本部長	再任
4	龍	#		atum 創	男性	常務取締役 管理本部長	再任
5	濵	abb 団	邦	雅	男性	取締役 事業企画本部長	再任
6	つ5 土	屋		真	男性	取締役 経営企画室管掌	再任
7	***		^{きみ}	明	男性	社外取締役	再任 社外 独立
8	湯	浅	紀	佳	女性	社外取締役	再任 社外 独立
9	us H	占	智	哉	男性	社外取締役	再任社外独立

候補者番 号

1

村上美晴

1953年8月14日生

再任

所有する当社の株式の数

普通株式 2.807.710株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1983年3月 当社設立と同時に代表取締役社長就任

1996年2月 有限会社村上企画(現株式会社村上企画)設立と同時に代表取締役就任(現任)

2007年 4 月 当社代表取締役会長就任

2008年2月 当社代表取締役会長兼社長就任

2010年5月 株式会社エコネコル・ホールディングス

(現株式会社エンビプロ・ホールディングス)社外取締役就任

2012年 4 月 当社代表取締役会長就任(現任)

2021年12月 株式会社タカヨシ(現株式会社タカヨシホールディングス)社外取締役就任(現任)

2022年11月 スリーケアホールディングス株式会社代表取締役就任(現任)

取締役候補者とした理由

村上美晴氏は、1983年に当社を設立して以来、福祉社会の創造を理想として掲げ、長年にわたり当社グループの経営を担ってまいりました。このことから、同氏は、当社グループの理念を示し、持続的な企業価値の向上に不可欠と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番 号

藤間 和敏

再 任

所有する当社の株式の数

普通株式 31,897株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1997年 4 月 当社入社

1972年8月26日生

2006年10月 セントケア東京株式会社代表取締役社長就任

2014年7月 セントケア千葉株式会社代表取締役社長就任

2017年 3 月 当社執行役員事業支援本部副本部長就任

2018年6月 当社取締役事業支援本部副本部長就任

2018年7月 当社取締役事業支援本部長就任

2020年 4 月 当社代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

藤間和敏氏は、当社子会社である介護事業会社において代表取締役を歴任した後、2017年に当社執行役員、2018年に当社取締役に就任しており、グループ全体の事業執行について幅広く施策を執行してまいりました。2020年4月付けで社長に就任しており、これからの当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番 号

3

たむりりょういち

【1953年9月7日生】

再 任

所有する当社の株式の数

普通株式 78.500株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1976年 4 月 千倉町役場入庁

1996年 4 月 当社入社

2002年4月 当社ヘルスケア事業部事業部長

2002年6月 当社取締役ヘルスケア事業部事業部長就任

2008年6月 当社常務取締役ヘルスケア事業部長就任 2011年4月 当社常務取締役事業支援本部長兼品質管理部長就任

2013年 4 月 当社常務取締役品質企画本部長兼品質管理部長就任

2014年 4 月 当社常務取締役品質企画本部長就任

2015年10月 当社常務取締役事業支援本部長就任

2018年7月 当社常務取締役品質企画本部長兼地域包括ケア推進室長就任

2020年 6 月 当社専務取締役品質企画本部長就任(現任)

取締役候補者とした理由

田村良一氏は、2002年の取締役就任以来、事業部門の責任者としての経験や、介護保険制度に関する高い識見を活かし、経営に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番 号

4

たきい 創

1966年1月1日生

再任

所有する当社の株式の数

普通株式 51,228株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1988年4月 株式会社ワキタ入社

1989年10月 茜証券株式会社(現マネックス証券株式会社)入社

1996年 1 月 当社入社

2002年 4 月 当社ヘルスケア事業部千葉統括部長

2006年10月 セントケア千葉株式会社代表取締役社長就任

2009年 1 月 当社経営企画部長

2009年7月 当社執行役員経営企画部長就任

2012年 6 月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長就任

2014年 4 月 当社取締役管理本部長就任

2015年 4 月 当社取締役管理本部長兼法務審査室長就任 2020年 6 月 当社常務取締役管理本部長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

瀧井創氏は、2012年の取締役就任以来、経営企画部門と管理部門を統括し、当社グループの経営体制の強化に取り組み、経営に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番 号

5

演岡 邦雅

1966年4月5日生

再 任

所有する当社の株式の数

普通株式 6.471株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

2014年4月 ミリヤード・ジャパン株式会社 Business Development Director 兼 Professional Service Senior Manager就任

2017年 4 月 当社入社 事業企画本部事業開発部長就任

2018年7月 当社執行役員事業企画本部副本部長兼事業開発部長就任

2019年 4 月 株式会社シーディーアイ代表取締役会長兼社長就任

2019年 4 月 当社執行役員事業企画本部長兼事業開発部長就任

2020年 4 月 当社執行役員事業企画本部長兼グループICT統括部長就任

2020年 6 月 当社取締役事業企画本部長兼グループICT統括部長就任

2020年6月 株式会社シーディーアイ代表取締役社長就任(現任)

2021年7月 当社取締役事業企画本部長就任(現任)

取締役候補者とした理由

濵岡邦雅氏は、事業企画本部において、当社グループにおける新規事業の推進に携わってきたほか、2020年4月からは当社グループの全体業務のICT化を統括推進する部門を担当しております。これらのことから、同氏は、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番 号



土屋 真

再任

所有する当社の株式の数

普通株式 7,790株

【1962年8月24日生】



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位

2006年 4 月 株式会社リロ・ホールディング(現株式会社リログループ)代表取締役就任

2011年6月 ユニオン・シティサービス株式会社代表取締役就任

2011年6月 ユニオン・メディエイト株式会社代表取締役就任

2018年6月 株式会社シーディーアイ代表取締役会長CEO就任

2019年10月 当社入社 執行役員管理本部副本部長就任

2020年 6 月 当社取締役経営企画室管掌

2021年 7 月 当社取締役経営企画室長就任

2022年 4 月 当社取締役経営企画室管掌(現任)

取締役候補者とした理由

土屋真氏は、事業経営者として幅広い分野の経験と知識を有しており、2020年6月の取締役就任以来、経営企画部門を統括し、当社グループの経営体制の強化に尽力してまいりました。これらのことから、同氏は、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者

山口 公萌

【1950年3月30日生】

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

普通株式 5.300株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1973年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

1991年8月 キダーピーボディ証券会社東京支店投資銀行本部長就任

1995年 2 月 モルガングレンフェルジャパンリミティッド東京支店投資銀行本部長就任 2003年 6 月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社(現新生フィナンシャル株式会社)

専務取締役事業・顧客開発管掌就任

2005年2月 株式会社アプラス代表取締役専務兼最高営業責任者就任

2011年6月 株式会社東京スター銀行代表執行役副頭取就任

2016年 2 月 アメリカン・エキスプレス・インターナショナル.lnc.特別顧問就任

2016年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ取締役就任

2016年6月 当社社外取締役就任(現任)

2016年 7 月 株式会社東横インホテル企画開発取締役就任

2020年6月 ワンアジア証券株式会社取締役会長就任

2020年6月 グローム・ホールディングス株式会社取締役会長就任(現在は取締役)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山口公明氏は、長年の金融機関の経験と経営に関する高い見識から、当社グループの経営に対して有益な提言や意思 表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性の確保に貢献いただくとともに、ガバナンス委員会(2024年2月 にサステナビリティ委員会へ改編)では委員長を務められ、ガバナンス向上を始め当社の経営課題に関する監督・支援を いただいております。引き続き上記の分野での関与を期待することから社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者 番 号



湯浅 紀佳

再任

所有する当社の株式の数

普通株式

一株





略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

2003年9月 弁護士登録

2011年8月 ニューヨーク州弁護士登録

2017年9月 早稲田大学ロースクール講師就任

2019年1月 三浦法律事務所パートナー (現任)

2019年6月 株式会社コーセー社外取締役就任(現任)

2021年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外監査役就任 (現任)

2021年6月 当社社外取締役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

湯浅紀佳氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、取締役会の監督機能および意思決定機能強化の観点から当 社のコーポレートガバナンス体制や経営に対し適切な指摘や助言等をいただくとともに、報酬委員会の委員長として当 計取締役報酬に係るプロセスの透明性強化に寄与いただいております。過去に社外取締役となること以外の方法で経営 に関与されたことはありませんが、上記の分野での関与を期待し引き続き社外取締役の選任をお願いするものです。

候補者

9

白石 智哉

1963年10月2日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

普通株式 一株



略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当

1986年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコグループ株式会社)入社

1998年12月 同社事業投資本部事業投資第二部長就任

2000年 4 月 同計事業投資本部本部長就任

2005年7月 ペルミラ・アドバイザーズ株式会社代表取締役就任

2012年11月 一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ代表理事就任

2014年4月 フロネシス・パートナーズ株式会社代表取締役就任(現任)

2021年6月 当社社外取締役就任(現任)

2023年9月 株式会社エンビプロ・ホールディングス社外取締役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

白石智哉氏は、企業経営の経験、プライベートエクイティファンドによる経営支援に携わるなど幅広い経験、高い知 見により当社のコーポレートガバナンス体制の強化、事業戦略について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する 監督・助言などをいただくとともに、ガバナンス委員会(2024年2月にサステナビリティ委員会へ改編)、指名委員会お よび報酬委員会では委員として、客観的かつ専門的な高い視点から適切かつ有益な助言や提言をいただいております。 引き続き上記の分野での関与を期待することから社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 湯浅紀佳氏は三浦法律事務所のパートナーであり、当社とは、係争・労務案件対応において取引があります。2024 年3月期における取引額は7百万円であり、当社の定める独立性に関する判断基準内となっております。その他の 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 2. 山口公明氏、湯浅紀佳氏および白石智哉氏は社外取締役候補者です。なお、各氏は東京証券取引所が規定する独立 役員として届出をしております。
 - 3. 山口公明氏は現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。 湯浅紀佳氏および白石智哉氏は現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年 となります。
 - 4. 当社と山口公明氏、湯浅紀佳氏および白石智哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1 項に定める金額を限度額としております。本議案において、各氏の再任が承認された場合には、本契約は継続され る予定です。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保 険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の 被保険者に含められることとなります。
 - 6. 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は國井紀佳であります。
 - 7. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

以上

ご参考

スキルマトリックス (経験・技能)

	氏 名	i	属性	企業経営	介護・福祉 医療	サービス 品質	IT	金融・財務 会計	リスク管理	国際経験
	村上美	睛		•	•	•			•	
	藤間 和]敏		•	•	•			•	
	田村良	! —			•	•			•	
取	瀧井	創			•	•		•	•	
締	濵岡 邦	3雅		•			•			•
役	土屋	真		•				•		
	山口 公	明	社外・独立	•				•	•	•
	湯浅に	建	社外・独立						•	•
	白石 智	哉	社外・独立	•			•	•	•	•
	島田和]明	社外・独立	•	•				•	
監	西東	昇	社外・独立						•	
查 役	白倉 哲	扶	社外・独立						•	
	池谷 修	<u></u>	社外・独立					•	•	

社外役員の独立性に関する判断基準

当社では、東京証券取引所の定める独立性基準を満たす事を前提に、当社の事業において独立した立場で有益な監視を行なうことができるかどうかという観点から独立性を判断しております。

- ① 当社を主要な取引先とする者(直近事業年度のその者の連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループから受けた者)又はその業務執行者ではない
- ② 当社の主要な取引先(直近事業年度の当社グループの連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者)又はその業務執行者ではない
- ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(過去3年平均で年間1,000万円以上)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)ではない
- ④ 最近において①、②又は③に掲げる者に該当していた者ではない
- ⑤ 就任の前10年以内のいずれかの時において次のa.からc.までのいずれかに該当していた者ではない
 - a. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - b. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - c. 当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑥ 次のa.からh.までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者ではない
 - a. ①から前⑤までに掲げる者
 - b. 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。) (社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - c. 当社の子会社の業務執行者
 - d. 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - e. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - f. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - g. 当社の兄弟会社の業務執行者
 - h. 最近において前b.からd.又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。) に該当していた者

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会・経済活動の正常化が緩やかに進展しました。その一方で、日米金利差の拡大などに起因する急激な円安の進行やウクライナ・中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりなどによる物価上昇等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境は、超高齢社会を背景に今後もサービスに対する需要の増加が予想されております。その一方で、生産年齢人口の減少とともに人材の確保がより一層厳しさを増しており、従業員の採用・定着に加えて生産性の向上が重要な経営課題となっております。

当社グループとしましては、収益基盤の強化として、訪問介護、訪問看護、多機能型サービスの展開を重点投資サービスとして推進するとともに、市場環境の変化や報酬改定等を見据えた上で採算性の低い拠点については業容転換や統廃合等を実行するなど、事業構造の見直しについても機動的に行っております。なお、当連結会計年度においては、訪問介護8ヶ所、訪問入浴2ヶ所、居宅介護支援1ヶ所、訪問看護11ヶ所、看護小規模多機能型居宅介護2ヶ所の合計24ヶ所の新規開設を行った一方で、統廃合については訪問介護2ヶ所、居宅介護支援3ヶ所、訪問看護6ヶ所、福祉用具貸与・販売1ヶ所、デイサービス2ヶ所の合計14ヶ所を実施した他、ショートステイと小規模多機能型居宅介護の合計2ヶ所を業容転換のための廃止、有料老人ホーム1ヶ所を他事業者へ事業譲渡いたしました。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、社会・経済活動は正常化に向けた動きが着実に進んでいるものの、当社グループのお客様や従業員における罹患者数は前年同期の5割程度と比較的高い水準で推移いたしました。

サービス面では重点投資サービスである訪問看護や多機能型サービスが成長を牽引している一方で、訪問介護では新規でのお客様獲得は前年同期を上回って推移したものの、病院や入居系施設への入院・入所等による休廃止数の増加の影響を最も大きく受けたことで微増収となり、住宅リフォームでは減収となりました。この結果、売上高では540億57百万円(前年同期比2.9%増)の増収となりましたが、想定よりも回復ペースが遅れたことから成長率は緩やかな伸びに留まりました。

費用面では、人件費において、従業員への待遇改善は継続して進めながらも、全体としてはコロナ禍におけるサービス継続・支援のために実施していた特別勤務手当や休業補償等の支給や重層化となっていた運営体制が当期においては正常化へ向かったことで労働分配率が改善いたしました。その一方で、首都圏(東京都)を中心に一部エリアでの採用環境は厳しさを増しており、採用活動は強化しながらも局所的な人員不足を補うための外注派遣費が増加いたしました。その他、当期は前期と比較して施設系サービスを

中心に投資をやや抑制したことから、消耗品費等の開設に伴う準備費用は減少しました。

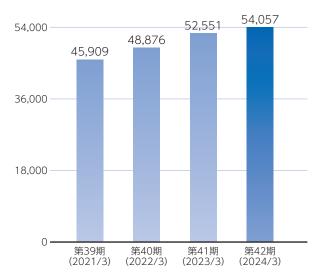
この結果、営業利益は30億34百万円(同19.5%増)、経常利益は31億55百万円(同16.5%増)および親会社株主に帰属する当期純利益は20億5百万円(同17.0%増)となりました。なお、事業構造見直しに伴い実行した有料老人ホーム1ヶ所の事業譲渡に伴う売却益等44百万円、持分法適用関連会社の持分変動に伴う持分変動利益44百万円を特別損益に計上しております。

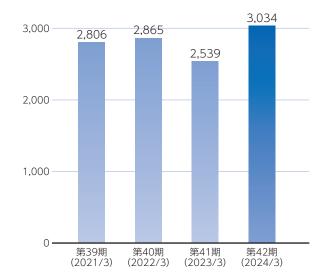


(単位:百万円)



(単位:百万円)



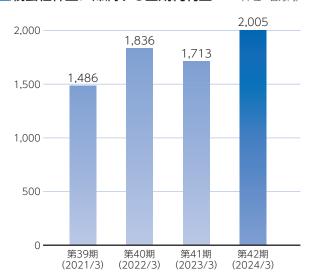


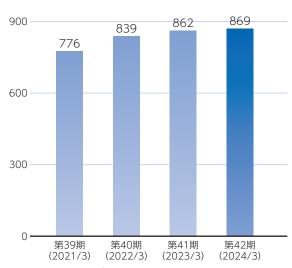
■親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



(単位:ケ所)





営業所数はサービス別に集計した合計を表示しております。

また、セグメント別の売上高と概況は次のとおりであります(セグメント間取引を含む)。

区分			1期 F3月期)		2期 会計年度) F3月期)	前年同	同期比	
			売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
介護	サービス	事業	51,549,034	97.3	52,986,688	97.4	1,437,654	2.8
そ	その他		1,421,909	2.7	1,421,266	2.6	△642	△0.0
合		計	52,970,943	100.0	54,407,955	100.0	1,437,011	2.7

①介護サービス事業について

訪問系サービスでは、訪問介護において、当期はサービスの高度化・単価改善に取り組んでおり、前期に比べて総合事業のお客様数は減少しております。介護給付を中心とした新規お客様獲得は前年以上に進んだものの、休廃止の影響などもあり、増収減益となりました。

また、訪問看護では前期に開設した15ヶ所の拠点の収益貢献に加えて、当連結会計年度に11ヶ所を開設したことでお客様数が増加し増収増益となり、訪問系サービス全体で見ても増収増益となりました。

施設系サービスでは、デイサービスにおいて既存拠点の収益改善が図られたことや、看護小規模多機能型居宅介護においても前期に開設した6ヶ所の拠点が順調に収益貢献しており、両サービス共に増収増益となりました。

これらの結果、売上高は529億86百万円(前年同期比2.8%増)、営業利益は20億87百万円(同22.1%増)となりました。

なお、当社グループが推し進めております「コミュニティNo.1戦略」については、当連結会計年度において11エリアで開始しており、累計で活動中のエリアは41ヶ所となっております。

②その他について

その他においては、セントワークス株式会社では2023年3月31日付で労働者派遣事業を廃止しており売上高が減少しました。その一方でケアボット株式会社の介護ロボット販売事業が堅調に推移しました。その結果、売上高は14億21百万円(前年同期比0.0%減)、営業利益は1億45百万円(同148.8%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、事業規模拡大のため、介護サービス事業を中心に11億49百万円の設備投資を実施いたしました。

介護サービス事業においては、主に看護小規模多機能型居宅介護等の新規施設を開設したことなどにより、当連結会計年度の設備投資額は10億12百万円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位:千円)

区 区	分	期別	第39期 (2021年3月期)	第40期 (2022年3月期)	第41期 (2023年3月期)	第42期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売	上	- 10	45,909,574	48,876,805	52,551,875	54,057,081
経	常	到 益	2,783,398	2,817,775	2,709,931	3,155,720
親会	社株主に帰属する	5当期純利益	1,486,372	1,836,715	1,713,437	2,005,434
1 档	き 当 た り 当 其	明純 利益	59円61銭	73円54銭	68円87銭	81円15銭
総	資	産	26,011,482	27,491,492	29,530,496	30,987,762
純	資	産	12,249,141	13,655,144	14,645,243	16,068,724

⁽注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数によって算出しております。

(5) 対処すべき課題

わが国における少子高齢化・人口減少といった大きな問題は、生産年齢人口の縮小による労働力不足、 そして高齢者や要介護者の増加による社会保障費の増大という形で、社会に多大な影響を及ぼしております。

こうした背景の中、介護サービス業界では今後も介護需要は見込まれるものの、人材が確保されないと 介護難民の問題を生じさせるばかりか、介護現場も業務負荷の増加によるサービス品質の低下や介護事故 の発生リスクの増大等により、結果として企業の継続・成長を妨げる要因ともなります。当社グループで は、このような問題に対応するため、下記の課題に取り組んでまいります。

①人的資本経営の推進

福祉・介護分野の有効求人倍率は高く推移するなど人材の確保は難しい状況にあり、人を資本として捉えた取り組みが重要であると認識しています。

当社グループといたしましては、良い組織風土の醸成と強い企業文化をもって働く人財の自己実現を支援し、「優しさ」が主役となる福祉社会の創造を目指すことを人的資本経営の基本方針としており、その実現に向けて「経営理念・ビジョン・経営戦略に基づいた人財戦略」、「働き甲斐を後押しする教育・支援」、「働く日々を充実させる職場環境」を掲げております。これらの具体的な取り組みとしては、当社グループの存在意義や長期ビジョンを言語化することによるブランディングへの着手、様々な職種別のキャリアラダー構築、教育・研修や資格取得支援策の拡充などを中期人材開発計画によって明確にしており、その進捗をモニタリングしてまいります。また、待遇面では、継続した定期昇給に加えて諸手当の見直しなどにより、給与水準を高める取り組みも行っております。

こうした取り組みを通して、セントケア・グループで働きたいと選ばれる企業となり、スタッフと会社が想いを実現できる職場を実現してまいります。

②サービス品質の向上

介護事業者には、地域からの信頼やお客様から満足いただけるようサービス品質の向上がより求められており、当社グループにおいても規模拡大に伴い新しいお客様とスタッフが増加していくなか、重要な課題として捉えております。

2024年度は介護・医療・障害福祉それぞれの報酬改定が行われており、改定のなかでは、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた医療と介護の連携強化として、介護においても医療的な領域でのケア能力が発揮できるよう、専門性の向上が求められております。

当社グループではこれまでも医療サービスへの対応を重視してまいりましたが、引き続き訪問看護と看護小規模多機能型居宅介護の拠点を拡大していくと共に、小規模多機能型居宅介護やショートステイといった施設を看護小規模多機能型居宅介護や在宅ホスピスへ転換する事業構造の見直しを進めてまいります。また、訪問看護と訪問介護を同じ拠点で開設してきた強みを活かし、その連携を強化することでお客様により良いサービスを一体的に提供できる体制づくりに取り組んでまいります。

その他には、スタッフの専門性向上と対応力を強化していくため、ターミナルケアや認知症ケアなどの 研修を推進すると共に、医療関係機関とのネットワークを仕組み化する取り組みも進めております。

当社グループでは、このような取り組みを通して、お客様が安心して自宅での生活を長く続けることができる社会基盤づくりに貢献するとともに、介護報酬に新設された加算や上位区分の加算を取得するなど、付加価値の高いサービス提供を行ってまいります。

③成長基盤の強化

感染症の発生や物価上昇、気候変動による自然災害といった環境変化に伴い、当社グループでもサービス提供の中止や休止、コストの上昇など、業績へ影響を与える事象が生じております。このような状況でも持続的な成長を続けられるよう、当社グループでは成長基盤の強化を重要な課題と捉えております。

これまでも推進してまいりました「多機能型サービス」、「訪問看護」、「訪問介護」の3つのサービスをユニット化した「コミュニティNo.1拠点」については、2024年3月末時点で全国41のエリアで展開しており、当社グループの重要な成長戦略として、引き続き取り組みを加速してまいります。

「コミュニティNo.1拠点」に配置されるソーシャルコミュニティリーダーは、医療機関や同業他社、自治体や地域ボランティアなどと連携した活動の実施、地域社会やお客様の介護を取り巻く問題解決を図る役割を担っております。その活動がNo.1拠点の成功に不可欠であることから、役割に専念できる体制の整備やメンター制度の構築によって、ソーシャルコミュニティリーダーの育成や、リーダー同士の交流・情報共有に取り組んでおります。

コミュニティNo.1戦略の拡充と訪問系サービスを中心とした新規開設、そして既存拠点の成長を促進するための支援を強化することで、当社グループは、成長基盤を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社および子会社ならびに企業結合等の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
セントケア北海道㈱	15,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア宮城㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア東北㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
(株) 虹 の 街	38,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア茨城㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア千葉㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア東京㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケアDX㈱	5,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア・Replus㈱	5,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケアりまいん㈱	5,000千円	100.0%	介護サービス事業
(株) ミ レ ニ ア	100,000千円	100.0%	介護サービス事業
(株) 福 祉 の 街	45,000千円	100.0%	介護サービス事業
㈱アールスタッフ	20,000千円	100.0% (100.0%)	介護サービス事業
セントケア神奈川㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
ケアプランサービス㈱	60,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア山梨㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
セントケア静岡㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア中部㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
(株) 福 祉 の 里	60,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア三重㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア和歌山㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア西日本㈱	50,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア岡山㈱	5,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア四国㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業
セントケア九州㈱	30,000千円	100.0%	介護サービス事業
ケ ア ボ ッ ト ㈱	50,000千円	100.0%	介護ロボットの企画・販売事業
ピ ア サ ポ ー ト ㈱	17,500千円	100.0%	就労移行支援事業 アウトソーシング事業
セントワークス㈱	50,000千円	100.0%	システム販売事業

⁽注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有分であり、内数であります。

- ③重要な企業結合等の状況 該当事項はありません。
- ④事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

①介護サービス事業

高齢者や障害者へ向けた介護福祉に関連する各種事業を行っており、主なサービス内容は以下のとおりです。

- ●訪問介護サービス
- ●訪問入浴介護サービス
- 居宅介護支援サービス
- ●訪問看護サービス
- 福祉用具貸与・販売サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
- ●通所介護サービス(デイサービス)
- ■認知症対応型共同生活介護サービス(グループホーム)
- 小規模多機能型居宅介護サービス
- 短期入所生活介護サービス (ショートステイ)
- 特定施設入居者生活介護サービス(介護付有料老人ホーム)
- 看護小規模多機能型居宅介護サービス
- サービス付き高齢者向け住宅
- 住宅リフォームサービス
- 在宅ホスピス(住宅型有料老人ホーム)

②その他

- アウトソーシング事業 印刷物の制作等を行っております。
- システム販売事業 介護保険請求ASPシステムの販売を行っております。
- 就労移行支援事業障害のある方を対象とした就労移行支援事業を行っております。
- ●介護ロボットの企画・販売事業 高齢者向けの服薬支援装置をはじめとして、介護ロボットの企画や販売を行っております。

(8) 主要な営業所等(2024年3月31日現在)

- ①本 社 東京都中央区京橋二丁目8番7号
- ②営業所

当社グループは、サービス提供のため、持分法適用会社(1ヶ所)を含め国内に869ヶ所の営業所を有しております。営業所数は、サービス別に集計した合計を表示しております。

地域別に表示すると次のとおりであります。

	地 域		営業所数
北	海	道	札 幌 営 業 所 な ど 5ヶ所
東		北	仙 台 営 業 所 な ど 120ヶ所
関		東	横 浜 営 業 所 な ど 412ヶ所
中		部	駿 河 営 業 所 な ど 142ヶ所
近		畿	神戸営業所など 57ヶ所
中		玉	岡 山 南 営 業 所 3ヶ所
匹		玉	高 松 営 業 所 な ど 54ヶ所
九		州	北九州営業所など 76ヶ所

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事	事業区分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
介護	サービス事業	4,459(6,570)名	49名増(157名減)
そ	の他	99(6)名	1名減(-)
全	社	180(31)名	1 名増(-)
合	計	4,738(6,607)名	49名増(157名減)

- (注) 1. 従業員数の内、契約社員数は() 内に年間平均を記載しております。
 - 2. 「全社」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

		借	入		先			借入額
(株)	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	975,792千円
(株)	千		千葉		銀		行	510,055千円
(株)	Ξ	井	住		友	銀	行	507,961千円

2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 72,900,000株

(2) 発行済株式の総数 24,998,733株(自己株式279,648株含む)

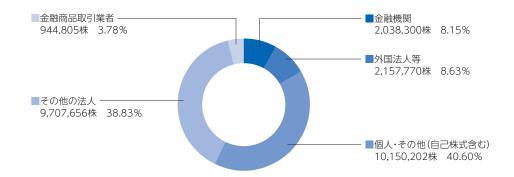
(3) 株主数 22,253名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持 株 数	持 株 比 率	
(株) 村 上 企 画	8,994,600株	36.39%	
村 上 美 晴	2,807,710株	11.36%	
日本マスタートラスト信託銀行㈱)(信託口)	1,562,300株	6.32%	
安 藤 幸 男	605,400株	2.45%	
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	570,900株	2.31%	
セントケア従業員持株会	547,133株	2.21%	
SMBC曰興証券㈱	515,000株	2.08%	
(株) ジェイ・エス・ビー	457,400株	1.85%	
(株)日本カストディ銀行(信託口)	380,800株	1.54%	
JP MORGAN CHASE BANK 385632	355,000株	1.44%	

⁽注) 持株比率は自己株式 (279,648株) を控除して計算しております。

■所有者別保有株式数(2024年3月31日現在)



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	20,520株	7名

⁽注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

2023年7月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類および数 普通株式 20,520株

株式処分価額の総額 15,677,280円

処分日 2023年7月31日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地			位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代表]	取締	役会	長	村	上	美	晴	(㈱タカヨシ(現㈱タカヨシホールディングス) 社外取締役
代表]	取締	役社	長	藤	間	和	敏	
専 務	3 取	締	役	⊞	村	良	_	品質企画本部長
常務	3 取	締	役	瀧	井		創	管理本部長
取	締		役	成	\blacksquare	正	幸	セントケア東京㈱ 代表取締役社長
取	締		役	濵	岡	邦	雅	事業企画本部長 (株)シーディーアイ 代表取締役
取	締		役	土	屋		真	経営企画室 管掌
取	締		役	Ш		公	明	
取	締		役	香	藤	繁	常	
取	締		役	湯	浅	紀	佳	
取	締		役	白	石	智	哉	フロネシス・パートナーズ(株) 代表取締役
常勤	<u></u> 監	査	役	島	\blacksquare	和	明	
常勤	b 監	査	役	西	東		昇	
常勤	5 監	査	役	白	倉	哲	夫	
監	査		役	池	谷	修	_	公認会計士池谷修一事務所代表(公認会計士)

- (注) 1. 取締役 山口公明、香藤繁常、湯浅紀佳、白石智哉の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 島田和明、西東昇、白倉哲夫、池谷修一の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役 池谷修一氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は國井紀佳であります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ①就任
 - 該当事項はありません。
- ②退任
 - 該当事項はありません。
- ③当事業年度中の取締役の地位・担当などの異動 2024年1月1日付にて以下の変更を行っております。

	氏	名		変 更 後	変更前
成	\boxplus	正	幸	取締役執行役員 兼 セントケア東京株式会社 代表取締役社長	取締役執行役員事業支援本部長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社の子会社の全ての取締役、監査役、執行役員であり、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事中があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、決定方針を決議しております。

なお、2021年6月24日開催の株主総会における「取締役の報酬額改定および取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」の承認を受けて決定方針を改定し、また、2021年10月15日開催の取締役会における報酬委員会の設置の承認を受けて決定方針を再度改定しております。

取締役会では、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役の報酬等の決定方針と整合していることや、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会での審議を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社では、取締役への基本報酬はその総額を株主総会にて決議し、個別報酬については、役割と職責に応じて業績や経営環境を考慮して、代表取締役社長が作成した案について、報酬委員会での審議を経て決定することを、取締役会決議により承認します。個人別報酬額に関しては、常勤役員については、役付に応じた報酬算定の範囲、非常勤役員については、社会的地位および貢献度ならびに就任の事情などを勘案して決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社では、役員の賞与は、会社の営業成績に応じて、職務執行の対価として株主総会の決議を経て決定することとしています。なお、役員賞与の配分は、役員個々の業務の執行状況を評価し、報酬委員会での審議を経て決定することを、取締役会決議により承認します。

c. 非金銭報酬等に関する方針等

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、対象の取締役(社外取締役を除く。)に対し、 金銭報酬債権を支給し、各取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資により給付することによ り、当社普通株式の割当てを受けるものです。

当該金銭報酬債権は、当社規程に基づき、基本報酬に一定の係数等を乗じることで算出し、株主総会で承認された譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を上回らない

範囲内で、取締役会決議により決定します。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では、取締役の個人別基本報酬について、報酬の支給日は、社員給与支給日と同一とすること、報酬の計算期間は、毎月1日から月末までとすること、役員が月の途中において退任する場合でも、日割り計算としないで、1か月分を支給することを定めています。

また、譲渡制限付株式の割当は、毎年1回、定時株主総会から1か月以内に開催される当該交付のための株式の発行または自己株式の処分を決定する取締役会の決議に基づいて行います。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、取締役への基本報酬は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内においての個別報酬 案の作成を代表取締役社長が行い、代表取締役社長が作成した案について、報酬委員会での審議を 経て決定することを、取締役会決議により承認します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等	対象となる役員の員数		
区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(名)
取締役	233,679	218,002	_	15,677	11
(うち社外取締役)	(25,750)	(25,750)		(—)	(4)
監査役	28,600	28,600	_	_	4
(うち社外監査役)	(28,600)	(28,600)			(4)
合計	262,279	246,602	_	15,677	15
(うち社外役員)	(54,350)	(54,350)		(—)	(8)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社譲渡制限付株式であり、割当の際の条件等は、「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 2. 取締役の報酬額は2021年6月24日開催の第39期定時株主総会において、年額300百万円以内とすることおよび別枠で取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として年額24百万円以内で金銭報酬債権を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名(うち社外取締役は4名)です。
 - 3. 監査役の報酬額は2002年3月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とすることにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
 - 4. 当社では、取締役への基本報酬は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個別報酬案の作成を代表取締役社長藤間和敏氏が行い、報酬決定における独立性・客観性を強化するため、当該個別報酬案の審議・決定を取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会に委任しております。なお、報酬委員会の構成は、湯浅紀佳氏(委員長・社外取締役)、白石智哉氏(社外取締役)、藤間和敏氏(代表取締役社長)の計3名(うち社外取締役2名)です。

(5) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
 - 「(1)取締役および監査役の状況」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ②主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	区 分 氏 名		以 分		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要		
取	締	役	Ш		公	明	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験や経営に関する幅広い見識から、経営全般に関する発言を積極的に行っております。また、取締役会評価の総評や、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の委員長を務め、当該事業年度に開催したガバナンス委員会の6回のすべてに出席したほか、同じく諮問機関である指名委員会に出席し、ガバナンスに関する深い知見によって当社の経営課題に対する監督・支援を行っております。
取	締	役	香	藤	繁	常	当事業年度に開催した16回の取締役会のうち15回に出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と知識に基づき、当社の企業活動に関わる発言を行っております。また、取締役会評価の総評や、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員長を務め、当該事業年度に開催した指名委員会に出席したほか、同じく諮問機関であるガバナンス委員会の6回のうち5回に出席し、取締役のトレーニングを始め当社の経営課題に対する監督・支援を行っております。
取	締	役	湯	浅	紀	佳	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と高度な知識をもち、その幅広い知見により法的視点からの発言を行っております。また、取締役会評価の総評や、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の委員長を務め、当該事業年度に開催した報酬委員会の4回のすべてに出席したほか、同じく諮問機関であるガバナンス委員会の6回うち5回に出席し、取締役評価を始め当社の経営課題の監督・支援を行っております。

	区分			氏	名		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	Ė	石	智	哉	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、金融や企業経営に関して幅広い知識・高い見識を有しており、当社の企業価値向上等に関わる発言を積極的に行っております。また、取締役会評価の総評や、取締役会の任意の諮問機関であるガバナンス委員会の6回のすべてに出席したほか、同じく諮問機関である報酬委員会の4回のすべて、指名委員会に出席し、ガバナンス向上を始め当社の経営課題の監督・支援を行っております。
監	查	役	島		和	明	当事業年度に開催した16回の取締役会および16回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての経験に基づき、独立した立場と客観的な視点から、当社の経営に関わる発言を行っております。また、監査役会では議長を務め、当社のコンプライアンス体制等について必要な発言を行っております。
監	查	役	西	東		昇	当事業年度に開催した16回の取締役会および16回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての経験に加えて企業経営における知識や経験から、中立かつ客観的観点から発言を行っております。また、監査役会においても、当社のコンプライアンス体制等について必要な発言を行っております。
監	查	役		倉	哲	夫	当事業年度に開催した16回の取締役会および16回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての経験から培われた高い専門性や豊富な経験を活かし、当社の経営に関わる発言を行っております。また、監査役会においても、当社のコンプライアンス体制等について必要な発言を行っております。
監	查	役	池	谷	修	_	当事業年度に開催した16回の取締役会および16回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士として豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知見を有しており、専門家として中立・客観的な立場から当社の経営に関わる発言を行っております。また、監査役会においても、当社のコンプライアンス体制等について必要な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 - 2. ガバナンス委員会は2024年2月にサステナビリティ委員会に改編しております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

- 50.440千円
- ②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 50,440千円
- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、① の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、解任の必要があると判断した場合、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触し、監査業務の遂行に支障をきたす場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

■連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

資 産 の 音	ß	負 債 の 部			
科目	金額	科目	金 額		
流動資産	17,652,998	流動負債	8,484,473		
現金及び預金	8,021,974	金件買	549,550		
売掛金	8,459,988	1年内返済予定の長期借入金	965,389		
棚卸資産	118,884	リース債務	176,558		
その他	1,067,015	未払金	3,642,864		
貸倒引当金	△14,863	未払法人税等	772,598		
固定資産	13,334,763	契約負債	27,250		
		賞与引当金	1,341,876		
有形固定資産	8,750,930	その他	1,008,386		
建物及び構築物	5,070,064	固定負債	6,434,564		
機械装置及び運搬具	12,966	長期借入金	1,280,166		
工具、器具及び備品	508,977	リース債務	2,782,103		
土地	599,811	退職給付に係る負債	2,100,248		
リース資産	2,379,369	資産除去債務	166,216		
建設仮勘定	179,741	その他	105,830		
無形固定資産	581,747	負債合計 純資産の音	14,919,037		
onk	301.756	株主資本	16,072,192		
その他	279,991	資本金	1,772,405		
投資その他の資産	4,002,085	資本剰余金	1,728,305		
投資有価証券	91.498	利益剰余金	12,801,029		
	, , ,	自己株式	△229,548		
操延税金資産 	1,262,770	その他の包括利益累計額	△84,052		
長期前払費用	117,284	退職給付に係る調整累計額	△84,052		
差入保証金	2,089,418	新株予約権	80,584		
その他	441,113	純 資 産 合 計	16,068,724		
資 産 合 計	30,987,762	負債及び純資産合計	30,987,762		

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金 額	
売上高		54,057,081
売上原価		47,085,333
売上総利益		6,971,747
販売費及び一般管理費		3,937,703
営業利益		3,034,043
営業外収益		
受取利息	4,135	
受取配当金	2,177	
受取保険金	16,559	
受取家賃	44,622	
補助金収入	172,636	
助成金収入	15,721	
その他	50,359	306,213
営業外費用		
支払利息	126,571	
リース解約損	9,975	
持分法による投資損失	22,458	
その他	25,532	184,537
経常利益		3,155,720
特別利益		
固定資産売却益	1,055	
補助金収入	47,759	
事業譲渡益	44,768	
受取和解金	18,000	
持分変動利益	44,458	
その他	360	156,400
特別損失		
固定資産除却損	3,280	
固定資産圧縮損	46,489	
減損損失	78,425	128,194
税金等調整前当期純利益		3,183,926
法人税、住民税及び事業税	1,261,945	
法人税等調整額	△83,454	1,178,491
当期純利益		2,005,434
親会社株主に帰属する当期純利益		2,005,434

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで) **【**

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,772,405	1,728,305	11,389,527	△246,392	14,643,845		
当期変動額							
剰余金の配当			△592,765		△592,765		
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,005,434		2,005,434		
譲渡制限付株式報酬			△1,166	16,843	15,677		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	_	1,411,502	16,843	1,428,346		
当期末残高	1,772,405	1,728,305	12,801,029	△229,548	16,072,192		

	その他の包括	5利益累計額	☆C+/たって ∜/1+f=	(オ)欠立 ヘミ
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△79,187	△79,187	80,584	14,645,243
当期変動額				
剰余金の配当				△592,765
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,005,434
譲渡制限付株式報酬				15,677
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,865	△4,865	-	△4,865
当期変動額合計	△4,865	△4,865	_	1,423,480
当期末残高	△84,052	△84,052	80,584	16,068,724

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(2024年3月31日現在)

資産の部		負債の部		
科目	金 額	科目	金 額	
流動資産	8,116,738	流動負債	3,010,163	
現金及び預金	5,074,249	1年内返済予定の長期借入金	965,389	
貯蔵品	60,784	リース債務	2,766	
リース投資資産	38,997	未払金	313,218	
前払費用	99,267	関係会社未払金	1,491,797	
未収入金	3,600	未払費用	3,449	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	75,996	未払法人税等	110,839	
関係会社未収入金	3,155,744	預り金	42,806	
その他	2,576	賞与引当金	21,659	
貸倒引当金	△394,478	その他	58,237	
固定資産	8,598,933	固定負債	2,069,614	
有形固定資産	1,882,273	長期借入金	1,280,166	
建物	1,337,119	退職給付引当金	716,655	
構築物	62,075	資産除去債務	68,017	
工具、器具及び備品	34,739	その他		
土地	445,599		4,776	
リース資産	2,740	負債合計 純資産の部	5,079,778	
無形固定資産	63,822	株主資本	11,555,308	
商標権	4,981	資本金		
ソフトウェア	35,063		1,772,405	
その他	23,777	資本剰余金	1,813,917	
投資その他の資産	6,652,837	資本準備金	1,813,917	
投資有価証券	20,075	利益剰余金	8,198,533	
関係会社株式	5,900,778	利益準備金	13,450	
関係会社長期貸付金	16,353	その他利益剰余金	8,185,083	
長期前払費用	11,191	別途積立金	492,000	
繰延税金資産	267,021	繰越利益剰余金	7,693,083	
差入保証金	217,394	自己株式	△229,548	
保険積立金	220,004	新株予約権	80,584	
その他	20	純 資 産 合 計	11,635,893	
資 産 合 計	16,715,671	負債及び純資産合計	16,715,671	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで) ┃

科目	金額	
営業収入		2,969,063
受取配当金		628,999
営業総収入		3,598,062
販売費及び一般管理費		2,535,155
営業利益		1,062,906
営業外収益		
受取利息	18,257	
受取配当金	2,101	
受取家賃	223,911	
その他	21,740	266,011
営業外費用		
支払利息	14,838	
賃貸費用	204,037	
その他	5,316	224,191
経常利益		1,104,725
特別利益		
受取和解金	18,000	18,000
特別損失		
関係会社株式評価損	19,999	
その他	152	20,152
税引前当期純利益		1,102,573
法人税、住民税及び事業税	232,917	
法人税等調整額	△17,888	215,028
当期純利益		887,545

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

				株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金合計		利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	1,772,405	1,813,917	1,813,917	13,450	492,000	7,399,470	7,904,920	
当期変動額								
剰余金の配当						△592,765	△592,765	
当期純利益						887,545	887,545	
譲渡制限付株式報酬						△1,166	△1,166	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_		_	_	293,612	293,612	
当期末残高	1,772,405	1,813,917	1,813,917	13,450	492,000	7,693,083	8,198,533	

	株主	資本	新株予約権	純資産合計	
	自己株式	株主資本合計	おいた木コマボソ作任		
当期首残高	△246,392	11,244,852	80,584	11,325,436	
当期変動額					
剰余金の配当		△592,765		△592,765	
当期純利益		887,545		887,545	
譲渡制限付株式報酬	16,843	15,677		15,677	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_	_	
当期変動額合計	16,843	310,456	_	310,456	
当期末残高	△229,548	11,555,308	80,584	11,635,893	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

|連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 |

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

セントケア・ホールディング株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健 太 郎 業務 執行 社員 公認会計士 山 本 健 太 郎 指定有限責任社員 公認会計士 武 田 朝 子 業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントケア・ホールディング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントケア・ホールディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

| 会計監査人の監査報告書 | 謄本 |

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

セントケア・ホールディング株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 山 本 健 太 郎 業務執行社員 公認会計士 武 田 朝 子 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントケア・ホールディング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

| 監査役会の監査報告書 | 謄本 |

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人(以下、「会計監査人」という)からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人及び会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会又は経営会議等重要な会議や往査等において子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会 社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整 備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等か らその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算 書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内 容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

セントケア・ホールディング株式会社 監査役会

常勤監查役 島 田 和 明 印 常勤監查役 西 東 昇 印 常勤監查役 白 倉 哲 夫 印 監查 後 一 の 監查 後 一 の

(注) 監査役 島田和明、西東昇、白倉哲夫及び池谷修一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

X	Ŧ	

X	Ŧ	

×	モ

トピックス

令和6年能登半島地震 被災地での訪問入浴車の派遣による入浴支援活動のご紹介

この度の令和6年能登半島地震において被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平穏な生活を取り戻されますよう心よりお祈り申し上げます。

セントケア・グループではこれまでも、大規模自然災害の発生時に日本在宅介護協会が被災地の求めに応じて実施している 訪問入浴車の派遣による入浴支援活動に参加しております。

能登半島地震発生に伴い、日本在宅介護協会・全国介護事業者協議会の加盟法人が連携した活動に当社グループをはじめ16法人、延べ62名が参加し、特に被害の大きかった輪島市・珠洲市・能登町などの特別養護老人ホームやデイサービス、避難所の13ヶ所へ訪問して入浴介助が必要な高齢者や障がいをお持ちの方、1,060名(2024年3月末)の入浴支援活動を行ってまいりました。

現地での支援活動では、水・物資・人員等の資源が限られた中での入浴支援となり、被災者の皆様に十分なサービスが出来ない心苦しさはありましたが、断水が続きインフラの復旧も遅れている中で入浴が2週間や1か月ぶりの方もいらっしゃり、現地の方には「久しぶりにお風呂に入れ、本当に良かった。こんなに良かったことはない。」と喜んでいただき、活動の意義を感じるとともに、温かいお風呂で疲れを癒すひとときの大切さを感じました。



▶手前は活動専用のタンクローリー、奥がセントケア・グループ (株福祉の街の訪問入浴車)

入浴支援サービスは通常、蛇口から水をもらいますが、断水の影響で水道が使えないため、タンクローリーから訪問入浴車へ給水してお湯を沸かしています。



入浴支援の様子

派遣先施設の排水ができる場所 に浴槽を組立てました。通常3名 で行う入浴介助を2名で行ったり、 タオルの枚数が少なかったり制限 がある中での支援となりました。

訪問看護×デイサービス 新しい施設の紹介

セントケア・Replus株式会社は、今年5月に埼玉県さいたま市に、 訪問看護サービスとデイサービスを組み合わせた新しい介護施設を 開設いたしました。

この施設では、2つのサービスが連携することで、お客様に対して切れ目のない専門的な観察やアプローチが可能になるとともに、ICT機器をはじめ新しい技術やアイデアを取り入れてサービス品質の向上を図っています。

訪問看護では、電子カルテはもちろんのこと、お客様の身体の状態を可視化できるスマートウォッチやスマートグラスを用いて、担当医師と綿密な連携を取ることでサービスの専門性を高めています。



より質の高いサービス提供を目指して、「リプラスデイサービス見沼」と「リプラス訪問看護ステーション見沼」が同じ施設内で運営しています。

デイサービスでは、座りながら認知処理機能や姿勢バランスを鍛えることを可能にした、VRリハビリテーション機器「mediVRカグラ」を活用しているほか、お客様の身体機能を測定してデータを蓄積することで、エビデンスに基づいたケアを実践しています。

今後もお客様の「最期まで入院しない人生設計」を支援するパートナーとして、最高のサービスを提供することに取り組んでまいります。



学会でも効果が報告されているVR機器を使用して仮想 現実空間内で様々なゲームを行い、転倒などのリスク が低い安全な機能訓練に取り組んでいます。



実際の生活に必要な動きができるように、屋外に歩行スペース を設置して機能訓練を行っているほか、地域の方々との交流の 場としても活用しています。

トピックス

"これまでも、これからも、ずっと在宅"を支える~コミュニティNo.1戦略のご紹介

□ コミュニティNo.1戦略とは

グループの成長戦略の要であるコミュニティNo.1戦略。セントケアの強みを活かして、「訪問介護」、「訪問看護」、「多機能型(看護小規模多機能、小規模多機能)」の3サービスを「コミュニティNo.1拠点」としてユニット化し、各拠点に「ソーシャルコミュニティリーダー(SCL)」を配置しています。

目指す理想像は、"地域で最も頼りにされ、自然と相談してもらえる存在"。各SCLの活動が地域社会との信頼関係を深め、互いに頼り頼られることで結果として収益という成果

に繋がる、そのような理想の姿を目指し、地域課題の解決と収益基盤の構築を図っています。

各拠点での効果的な活動を検討・実践するために、拠点の成長度合いを「新規区分」「成長区分」「成熟区分」の3区分に分類し、成長度合いに沿った日標設定や地域連携活動を行っています。

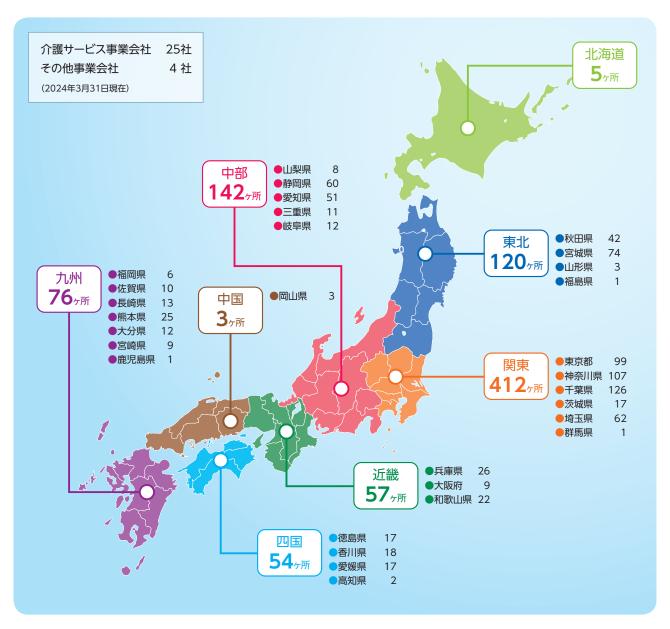
□コミュニティNo.1戦略の促進と深堀り:「メンターSCL制度」の構築

戦略を推進する中で、成長区分の拠点がいかに成熟区分へと飛躍できるかが課題となっていました。そこで2023年度より、実際に様々な問題解決を手掛けてきたSCLによる「メンターSCLチーム」を構成。他拠点のSCLに対し、定期的なミーティングや個別の打合せで相談助言をする「メンターSCL制度」の構築に取組み始めました。

地域の社会資源との連携方法やSCLに必要な姿勢等、コミュニティを 成熟させるための具体的な方法を共有することで、地域との連携構築 を促進させています。また、メンターSCLチームにとっても自身の行動 を振り返る機会となり、相乗的な効果が生まれています。



セントケア・グループ



株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 22F PREMIUM京橋ホール22B 電話 03-3516-3602

くご案内図>



交通のご案内

[電車ご利用の場合]

- ■東京メトロ銀座線 京橋駅 8番出口 直結
- ■都営浅草線 宝町(東京都)駅 A6出口 徒歩3分
- JR各線東京駅 八重洲南口 徒歩5分

株主総会にご来場の株主様へのお土産 はご用意しておりません。





